堤根処理センター維持管理情報

令和５年１１月

廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号イに係る項目

項目	対象	種類	数量（ｔ）
処分した一般廃棄物の種類及び数量	1号炉	可燃性混合廃棄物	455.08
	2号炉	可燃性混合廃棄物	5,671.82

廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ロ及びホ※1に係る項目

項目	測定の結果が得られた年月日		令和5年11月1日　～ 令和5年11月30日	
	対象	測定を行った位置	測定の結果※2	基準値
燃焼室中の燃焼ガスの温度（℃）	1号炉	炉出口	883	800℃以上
	2号炉	炉出口	896	
集じん器に流入する 燃焼ガスの温度（℃）	1号炉	集じん器入口	197	おおむね 200℃以下
	2号炉	集じん器入口	198	
煙突から排出される排ガス中の 一酸化炭素の濃度（ppm）	1号炉	集じん器入口	11	100ppm以下
	2号炉	集じん器入口	9	

廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ハに係る項目

項目	対象	除去を行った年月日
冷却設備にたい積した ばいじんの除去	1号炉	－
	2号炉	－
排ガス処理設備にたい積した ばいじんの除去	1号炉	－
	2号炉	－

廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ニに係る項目

項目		測定に係る排ガスを採取した年月日	測定の結果の得られた年月日	
	1号炉	-	-	
	2号炉	令和5年11月29日	令和5年12月18日	
	対象	測定に係る排ガスを採取した位置	測定の結果	基準値
硫黄酸化物濃度（ppm） 【硫黄酸化物排出量（m^3N/h）】	1号炉	－	－	【13.58m^3N/h】
	2号炉	煙突前	【0.050未満】	
ばいじん濃度（g/m^3N） （$O_2$１２％換算）	1号炉	－	－	0.08g/m^3N
	2号炉	煙突前	0.0010未満	
塩化水素濃度（mg/m^3N） （$O_2$１２％換算）	1号炉	－	－	550mg/m^3N
	2号炉	煙突前	0.60未満	
窒素酸化物濃度（ppm） （$O_2$１２％換算）	1号炉	－	－	250ppm
	2号炉	煙突前	49	
煙突から排出される排ガス中の※3 ダイオキシン類の濃度（$ng\text{-}TEQ/m^3N$）		測定に係る排ガスを採取した年月日	測定の結果の得られた年月日	
	1号炉	－	－	
	2号炉	－	－	
	対象	測定に係る排ガスを採取した位置	測定の結果	基準値
	1号炉	－	－	1.0$ng\text{-}TEQ/m^3N$
	2号炉	－	－	

特記事項

記入欄の「－」は、当該項目についての実施及び測定・報告等がなかったことを表します。

※１　固形燃料未使用、ばいじん又は焼却灰の焼成なし。
※２　測定の結果については、月の平均値とする。
※３　年１回以上の測定とする。